

(契約規定)

1. 引き落としができない状態が複数年続いたときは、口座振替の取扱いを停止されても異議はありません。
2. 引き落としの確認は預貯金通帳の記帳で行いますので、領収済証明書を省略しても差し支えありません。
3. この契約は、口座振替停止の申請または、預金口座の解約をしない限りさらに1年間継続してください。なお、以後も同様としてください。
4. 個人事業税において、還付金等が生じた場合は、同口座への振込を依頼します。
5. 納税義務者と口座名義人が異なる場合において、口座名義人の口座から納税義務者の税金が引き落としされることについて、納税義務者及び口座名義人双方ともに異議はありません。

(注意事項)

- ・振替日は各納期限の日とします。
- ・振替不能分の再振替は行いませんので、預金残高にご注意ください。
- ・法人の口座名義人については、ご利用できません。
- ・複数の税目の口座振替を希望される場合は、税目ごとにお手続きが必要になります。まとめてお申込みをすることはできませんので、複数回お申込みをする必要があります。
- ・申込締切と振替開始時期は下記のとおりです。

申込は随時受け付けていますが、下記の口座振替開始時期から口座振替をご希望の場合は、税目ごとの申込締切日までにお申し込みください。

税目	申込締切	口座振替開始時期
自動車税種別割	2月末	申込締切の翌年度分（5月）から振替
個人事業税	6月末	申込締切の年度の第1期分（8月）から振替

- ・口座振替のとりやめは、口座振替停止のお手続きが必要です。お手続きの方法や必要書類については、下記へお問い合わせください。

(お問合せ先)

区分	管轄	電話番号
東部県税事務所収税課管理担当	鳥取市、岩美郡、八頭郡	0857-20-3503
中部県税事務所収税課管理担当	倉吉市、東伯郡	0858-23-3104
西部県税事務所収税課管理担当	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	0859-31-9602